

第1 審査会の結論

岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った平成31年4月9日付け岡こ福第22号による一部開示決定処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 請求人は、平成31年3月26日付けで実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、児童扶養手当の現況届、関係する書類及び過去の書類全て（以下「本件保有個人情報」という。）について、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は、同年4月9日付けで、本件保有個人情報について、「平成27年度以前については、保存年限経過により廃棄済のため不存在。平成30年度現況届の備考欄の一部並びに民生・児童委員の氏名及び印影は、開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第11条第3項第4号の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるものに該当するため」として、一部開示決定処分を行った。
- 3 請求人は、上記の一部開示決定処分に対し、同年4月26日付けで、平成30年度の現況届の備考欄の黒塗り部分（以下「該当部分」という。）の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和元年5月31日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張要旨

- 1 請求人の主張要旨
請求人は、「なぜ、この部分を黒塗りにする必要があったのか不明です。

やましいことがないのでしたら開示すべきだと思いました。」との理由により、該当部分の開示を請求する。

2 実施機関の主張要旨

現況届受付業務の中で、備考欄は、窓口受付職員が児童扶養手当受給資格者からの聞取り内容や、事務手続上の連絡事項を記載する際に使用される。事務手続上の連絡事項とは、聞取りの際の受給資格者の言外の様子や、窓口受付職員の受けた印象、以後の手続における配慮等についてである。該当部分は、窓口受付職員が審査請求人からの聞取り及び、過去の現況届受付業務の状況を踏まえて記載したものである。備考欄において、該当部分を開示することで、窓口受付職員による事務手続上の連絡事項の記載が躊躇される可能性があり、今後の現況届受付業務の適正な執行を妨げるおそれのあるものと判断したため条例第11条第3項第4号に該当するとして本件処分に至った。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 条例第11条第3項第4号の該当性について

(1) 条例第11条第3項第4号は、以下のとおり規定している。

4号 岡山市情報公開条例第5条第3号及び第4号に規定するものその他公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの

(2) 岡山市情報公開条例（平成12年3月22日市条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第5条第3号及び第4号は、以下のとおり規定している。

3号 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に

関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

4号 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

(3) 本件保有個人情報の該当部分は、事務手続上の連絡事項が記載されており、外部に公表を予定していない。事務手続上の連絡事項を開示することにより、窓口受付職員が事務手続上の連絡事項を記載することを躊躇する可能性があり、今後の児童扶養手当に関する窓口業務の

適正な遂行に支障を及ぼすと考えられる。

なお、本件保有個人情報の該当部分は、本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報及び本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報ではないから、岡山市情報公開条例第5条第3号及び第4号には該当しない。

(4) 令和元年6月25日付けの反論書における請求人の主張は、処分庁等の対応に関する不信感についてと思われるが、いずれも本件開示請求の開示判断に影響するものではない。よって、本件保有個人情報について、条例第11条第3項第4号に該当するとして、一部を非開示とした実施機関の本件処分は、妥当である。

2 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 5月31日	諮問書の收受
令和 2年12月21日	審議
令和 3年 1月29日	審議
令和 3年 3月17日	答申